

千葉商科大学ガバナンス・コードにかかる遵守状況等 に関する報告書

記載事項	記載欄
情報基準日	令和 6（2024）年 10 月 1 日
法人名	学校法人千葉学園
法人の長の氏名	内田 茂男
問い合わせ先	総務課 TEL：047-373-9774 MAIL：soumu@cuc.ac.jp
URL	https://www.cuc.ac.jp/

【本報告書に関する理事会の確認状況】	
記載事項	記載欄
理事会による確認	令和 7（2025）年 1 月 29 日の理事会で承認

【ガバナンス・コードの遵守状況】		
記載事項	適合状況	解説
ガバナンス・コードの遵守状況	○	当法人は、ガバナンス・コードが求める内容、趣旨を踏まえ、各原則（第 1 章～第 5 章、14 項目）の求める要素を満たしているとは判断しました。

【ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	適合状況	解説
第 1 章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重		
1-1 建学の精神 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	○	◇本学は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、理事会の下、「学校法人千葉学園 千葉商科大学ガバナンス・コード」（以下、「ガバナンス・コード」という）を策定しました。 本ガバナンス・コードは、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範に策定したものであり、その内容を教職員に周知するとともに、2020 年 4 月より本学 Web サイトにおいて広く社会に公表しています。 また、2021 年度より毎年度 10 月 1 日時点を基準として取り組み状況の点検を実施しています。 ◇社会から必要とされる教育・研究機関として成長し続けるため、中期経営計画を策定・公表し、第 1 期（2014～2018 年度）、第 2 期（2019～2023 年度）にわたり改革を進めてきました。そして、2024 年度からは学園としての経営方針及び経営目標を再整備し、第 3 期中期経営計画（2024～2029 年度）を策定・推進しています。

	○	<第3期中期経営計画（2024-2029年度）> 千葉学園の使命： 高い倫理観を持ち、社会の発展に資する人材を育成する 千葉学園の経営方針： ～Trust～未来志向の実学・実践教育と安定的かつ強固な経営基盤を確立し、社会が必要とする学園へ 千葉学園経営目標： ①教育、研究、社会貢献によるステークホルダーの満足度向上 ②中長期的な教育・研究環境整備への投資力の確保 <関連する情報公開> ・3つのポリシー（本学Webサイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/educational_policy/policy/index.html ・「第2期中期経営計画」（本学Webサイト／冊子） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/cuc_plan/index.html ・事業計画書及び事業報告書（大学Webサイト） https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/data/index.html ・「千葉商科大学統合報告書」（本学Webサイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）		
2-1 理事会	○	◇経営は、最高経営責任者である理事長の下に、意思決定機関である「理事会」及び法人の日常的な業務決定及び執行を行うための「常任理事会」、諮問機関として「評議員会」が設置されています。いずれも寄附行為に基づき設置され、理事会の決定事項については「理事会業務委任規程」、常任理事会の運営については「常任理事会規程」に定められています。また、寄附行為及び「学校法人千葉学園監事監査規程」に則り、監事が監査を遂行しています。 学校法人千葉学園のガバナンス体制については、「ガバナンス・コード」を定め、その推進を図るとともに、本学Webサイトに掲載している「千葉商科大学統合報告書」を通じて、広く社会にも公表しています。
2-2 理事	○	
2-3 監事	○	<関連する情報公開> ・「ガバナンス・コード」（本学Webサイト） https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/data/index.html ・「千葉商科大学統合報告書」（本学Webサイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html ・「監査報告書」（本学Webサイト） https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/data/index.html#kansa
2-4 評議員会	○	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）		
3-1 学長	○	◇学長の任免は、学長推薦規程に基づき、理事会の議を経て理事長が任命しています。

3-2 教授会	○	◇学長は大学教学運営を統括し、理事会から委任された権限を行います。 ◇教学のガバナンスをサポートするため、「全学部長会」のオブザーバーとしての理事長等の出席等、経営と教学の責任者の情報共有を図っています。 ◇教授会は、基盤教育機構、各学部、大学院に設置しています。各教授会の役割は「千葉商科大学の教授会に関する規程」及び「千葉商科大学大学院の教授会に関する規程」に定められています。各教授会における審議事項は、その結果を学長に上程し、学長が最終決定を行っています。
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）		
4-1 学生に対して	○	◇学部ごと及び研究科ごとの3つの方針（ポリシー）を定め、本学Webサイトにおいて広く公表しています。 ◇3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価として、アセスメント・ポリシーを策定の上、各学部にて「点検・評価・アクションプラン報告書」を作成し、教育の質の保証を図っています。 ◇「自己点検・評価報告書」を作成し、本学Webサイトにおいて広く公表し、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の整備・充実に取り組んでいます。 ＜関連する情報公開＞ ・3つのポリシー（本学Webサイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/educational_policy/policy/index.html ・「自己点検・評価報告書」（本学Webサイト／冊子） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/evaluation/selfcheckevaluation/index.html
4-2 教職員等に対して	○	◇中期経営計画の策定・実行・評価による大学価値向上を図るため、教職員は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保するとともに、全構成員による建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取り組みを推進しています。 ◇学長のリーダーシップの下、3つのポリシーに基づき、適切に教育のPDCAサイクルを確立する一貫として、FD・SD活動を実施しています。この推進のために、2023年度より、新たに「全学FD・SD委員会」を設置しました。当委員会を中心に教職協働のためのFD・SD体制を整備し、職員の能力向上に努めています。

4-3 社会に対して	○	◇本学は、2008 年度・2015 年度・2022 年度に大学機関別認証評価を、また、2013 年度・2018 年度・2023 年度に分野別認証評価（専門職大学院）を受けており、その結果を本学 Web サイトにおいて広く公表しています。 ◇第 2 期中期経営計画 2019 年度アクションプランにおいて、「地域連携推進本部及び各学部にて実施している地域と連携・共同するプロジェクトや取組の把握を行い、方針及び目標を定める。」と定められていることに基づき、地域と連携・共同をするプロジェクトや取組（地域をフィールドとしたアクティブラーニングを含む）についての全学的な方針を追加し、実施しています。 また、大学の枠をこえた社会貢献、地域連携については、国府台コンソーシアム、大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォームを組織し、それぞれのコンソーシアムの基本的な方針や体制等を踏まえ、各関係機関と協力して地域連携活動に取り組んでいます。 <関連する情報公開> ・「自己点検・評価報告書」（本学 Web サイト／冊子） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/evaluation/selfcheckevaluation/index.html ・大学機関別認証評価結果（本学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/evaluation/jiheer/index.html ・分野別認証評価結果（専門職大学院）（本学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/evaluation/aopas/index.html ・千葉商科大学地域連携推進基本方針（本学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/cuc_plan/index.html ・地域連携推進体制（本学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/social_contribution/reg_net_center/index.html ・大学間連携（大学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/social_contribution/collaboration/i_consortium/index.html ・地域連携（大学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/social_contribution/reg_net_center/index.html ・産学連携（大学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/social_contribution/collaboration/index.html
------------	---	--

4-4 危機管理及び法令遵守	○	◇本学園において発生する危機管理の対象となる事象に迅速かつ的確に対処するため、「学校法人千葉学園危機管理規程」を定めています。 危機管理統括責任者は理事長、副責任者は常務理事が務め、学長が大学における危機管理責任者として、危機管理体制の充実に努めることとしています。 なお、危機管理統括責任者が必要と判断した場合は、千葉学園危機管理対策本部にて対処することとしています。 さらに、学園が別に定める規程・規則・マニュアルに基づく対応が適切であると判断した場合には、危機管理責任者である学長の下、適宜、当該規程・規則・マニュアルに則して、対処するものとしています。 特に、災害関係については、地震時における災害の防止と被害の軽減、学生及び教職員の身体生命を保護するため「防災計画」の下、火災予防や防災教育の徹底を行っています。 ◇分掌事務に基づき、事務局が中心となって、全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいます。 ◇本学園では、「公益通報者保護法」に基づき、公益通報窓口を設置しています。また、通報者は「学校法人千葉学園公益通報者保護規程」に基づき、不利益な取扱いを受けることがないよう保護されます。 公益通報・相談窓口は本学 Web サイト内でも公表しています。 <関連する情報公開> ・危機管理に関する取組み（本学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/crisis/index.html ・公益通報・相談窓口（本学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/chibagakuen/compliance/contact/index.html
第 5 章 透明性の確保（情報公開）		
5-1 情報公開の充実	○	◇本学は、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保に努め、マスメディアへの発表、大学 Web サイトで随時情報を公開する等しており、ステークホルダーへの説明責任を果たしています。 <関連する情報公開> ・情報公開（本学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/data/index.html ・学校教育法に基づく情報公開（大学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/data/e_disclosure/index.html ・私立学校法に基づく情報公開（大学 Web サイト） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/data/s_disclosure/index.html ・「千葉商科大学統合報告書」（大学 Web サイト／冊子） https://www.cuc.ac.jp/about_cuc/activity/integratedreport/index.html